

3 長野市の福祉医療制度の見直しについて

福祉医療費給付金制度を取り巻く環境は、高齢者・ひとり親世帯の増加を始めとする社会経済環境の変化に伴い、福祉医療費給付額が増加する一方で、財源である税収の落ち込みが見込まれ、引き続き財政は厳しい状況にあります。

このような現状を踏まえつつ、諮問事項について慎重に審議を行った結果、次のとおり結論を得ました。

(1) 乳幼児等の対象年齢について

子育て支援、少子化対策は喫緊の課題であることから、「長野市次世代育成支援行動計画（ながの子ども未来プラン）」における目標（小学6年生までの通院及び入院）については、早期に達成する必要があり、さらに、長野市の対象年齢は県内市町村の中で低い水準にあることから、早急に見直す必要が生じている。

こうしたことから、受給者世帯の経済的負担を軽減するため、小学6年生までの通院及び入院について、早急に拡大することが適当である。

なお、所得制限については、県内での状況を踏まえ引き続き行わないものとする。

(2) 精神障害者（2級手帳所持者）について

他の障害区分（身体、知的）と比較し、通院の給付対象範囲に違いがあることから、これを解消するため給付対象を外来全般まで拡大すべきである。

併せて、本人の所得制限についても、受給資格に差が生じないよう1級と同じ特別障害者手当準拠に緩和することが適当である。

(3) 入院時食事療養標準負担額（食事代）について

平成15年度に県補助が廃止されて以来、経過措置的に市単独事業で実施しているものである。

現在の状況を見ると、県内市町村及び中核市の約8割は給付を実施していないこと、食事給付額（受給者1人当たり年2,100円程度）は入院における給付額（受給者1人当たり年42,000円程度）と比較してきわめて少額であること、などを総合的に判断し今回の対象年齢の拡大に併せ廃止することはやむを得ないものとする。

（詳細は別紙のとおり）